

総基料第32号
平成30年2月26日

西日本電信電話株式会社 御中

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課

接続料と利用者料金との関係の検証に係るサービスメニューについて（通知）
（平成30年2月26日総基料第32号関連）

標記について、「接続料と利用者料金との関係について」（平成30年2月26日総基料第32号）により別途通知することとしている「その他総務省が決定するサービスメニュー」を、下記のとおりとしたので通知する。

なお、今後下記の内容を変更する場合は、その都度、通知する。

記

1. フレッツ光ネクスト
 - (1) ファミリータイプ
 - (2) ビジネスタイプ
 - (3) マンションタイプ（VDSL方式／LAN配線方式）
 - ①ミニ
 - ②プラン1
 - ③プラン2
 - (4) マンションタイプ（光配線方式）
 - ①ミニ
 - ②プラン1
 - ③プラン2
2. フレッツ光ライト
 - (1) ファミリータイプ
 - (2) マンションタイプ
3. ひかり電話（関門系ルータ交換機能を用いる場合）

4. ビジネスイーサワイド

- (1) MA設備まで利用する場合
- (2) 県内設備まで利用する場合

以上